

# コンプライアンス&リスクマネジメント

カシオグループ倫理行動規範を基盤として、公益通報ホットライン、リスクマネジメントの体制を運営することで、これらを三位一体としてコンプライアンスマネジメントを推進しています。

## カシオグループ倫理行動規範

カシオではグローバルに事業を展開していますが、社会的責任の国際規格である「ISO26000」の発行（2010年11月）や国連グローバルコンパクトへの参加（2010年12月）等、近年のカシオを取り巻く環境の変化や、それらの新たな国際基準をベースにした国際社会からの期待・要請の高まりに応えるため、「カシオグループ倫理行動規範」を5年ぶりに改定しました。本規範はいわば、カシオ人のコンプライアンス条項であり、役員及び従業員が守るべき規範を定めたものです。規範の主な改定ポイントは以下の通りです。

- (1) 人権、サプライチェーン、腐敗防止等、国際社会からの期待、要請が高い項目を中心に見直しを実施。
- (2) 役員・従業員が果たすべき役割ごとに条文を整理。
- (3) 国内外の全グループ共通の指針として、内容の充実。

この規範を和文・英文・中文のほか、必要に応じて各国の現地語に翻訳し、グループ全体を対象として、この規範の内容のより一層の理解と浸透を目的として、教育を実施していきます。また、この教育とあわせて2年に1度、コンプライアンスに関するアンケートを実施し、問題点の集約と回答結果のフィードバックによって改善を促進します。

### 倫理行動規範の項目

#### I. 総則

1. 目的
2. 適用範囲
3. 基準遵守の責任

#### II. 規範の実践

##### 1. 価値創造のために

- 1-1. 社会に有用な商品・サービスの提供

##### 2. 社会への責任を果たすために

- 2-1. 人権の尊重
- 2-2. 地球環境の保全
- 2-3. サプライチェーン全体での健全な取り組み
- 2-4. 社会との調和

##### 3. お客様の信頼を得るために

- 3-1. お客様への安全・安心の提供

##### 4. 良い職場を創るために

- 4-1. 働きやすい職場環境の構築

##### 5. 自らの行動を正すために

- |                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| 5-1. 法令等の遵守              | 5-6. 反社会的勢力への関与の禁止 |
| 5-2. 贈収賄の禁止、および接待・贈答の制限等 | 5-7. 公私の区別         |
| 5-3. 公正な競争と取引            | 5-8. 情報の保護         |
| 5-4. インサイダー取引の禁止         | 5-9. 知的財産の創造・保護と活用 |
| 5-5. 安全保障貿易管理の徹底         |                    |

##### 6. 社会との信頼関係をつくるために

- 6-1. 社会とのコミュニケーションの促進

### III. 規範の維持

1. 規範の制定および改廃
2. 違反行為の報告
3. 違反に対する措置

カシオグループ倫理行動規範

### 教育・啓発活動

カシオでは国内及び海外のグループを対象とした年1回のCSR学習（Eラーニング）を行なっています。2012年度のCSR学習では、経営理念「創造 貢献」と、その実践のための行動価値規準である『カシオ創造憲章』並びに「カシオ行動指針」について理解の深化を図るとともに、「企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）」について改めて学習を実施しました。特に「企業の社会的責任」については、その重要性や発展の経緯はもとより、当グループが参加する「国連グローバルコンパクト」やSRの国際規格ガイドラインである「ISO26000」への理解を深めました。学習にあたっては、「人権の尊重」、および汚職防止や競争法遵守に代表される「公正な事業慣行」といった社会的要請が高く、またカシオグループにとっても重要度の高い分野に重点を置きました。今後もカシオはグループにおける教育・啓発活動を通して、経営理念の浸透とCSRリテラシーの向上を図っていきます。

### リスクマネジメント

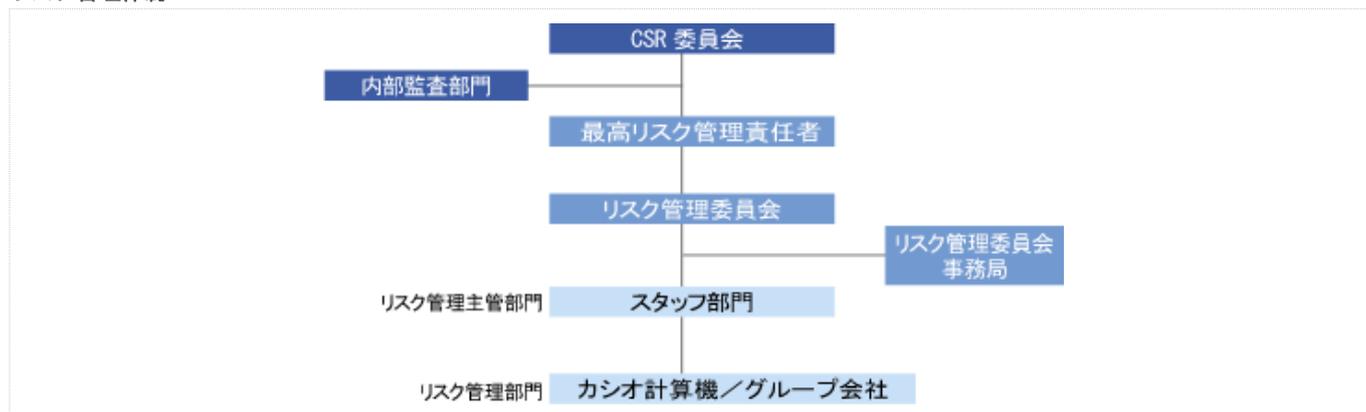
カシオでは「リスク管理基本方針」に基づき、2007年度よりリスクマネジメントを効率的に推進するリスク管理システムを構築しており、運営体制としてリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスリスクに重点を置いて管理活動を推進してきました。

初期には、カシオが事業を推進する上で関連する70法令を抽出するとともに、各法令に対する対応状況について棚卸しを行いました。このうち、マネジメントサイクルの運用状況やマニュアルの整備状況を考慮しながら、リスクの発生可能性と経営への影響度から重要性を分析し、重要度の高いリスクから優先的に対策を整備しました。

そして、2010年度からはこのリスクマネジメントの機能を「CSR委員会」に移管しています。

このリスクマネジメントは、リスクに最も関連する役割を担う部門である主管部門がコンプライアンスリスクに対する仕組みを策定するというものであり、監査部門がこの仕組みについて内部監査を実施し確認を実施しました。これによって、2010年度末までにすべてのリスクについて所定の対策を整備することができました。現在は従来のリスク管理の推進方法を改め、委員会事務局がこれまで整備したリスクを定期的にモニタリングし、マネジメントサイクルの推進状況に不備がないか確認する体制に移行しています。

#### リスク管理体制



## 事業継続計画（BCP）の取り組み

カシオでは不測の事態に会社組織として対応していくために、役員・従業員とその家族の安全確保、企業資産の保全を主眼として、従来から「危機管理マニュアル」を制定し、運用しています。事業環境変化に対しては逐次、マニュアルのアップデートを行い、合わせて以下の具体的な取り組みも行っています。

- ・従業員参加による定期的な避難訓練と普通救命講習の実施
- ・緊急支援キットの従業員への配布、災害備蓄品の追加導入
- ・地域社会との連携による防災訓練並びに、災害時の一時避難場所としての公開空地の提供など

2011年3月に発生した東日本大震災は従来の想定をはるかに超える事態が生じたため、さまざまな改善点を抽出したうえで、従来のマニュアルを首都直下型の大規模震災に対応した「危機管理マニュアル」にリニューアルしました。そして従業員の家族向けに「震災対策ハンドブック」を作成し、家庭内での震災対策についての理解を深め、準備をすすめるよう周知しました。

また、以上の取り組みとあわせ、カシオは首都直下型等の大規模地震等の発生により、事業の中断に追い込まれるような事態が発生した場合、役員及び従業員の安否情報や被害状況の速やかな確認を行ない、早期に事業の復旧を図り、事業を継続し得る「事業継続計画（BCP）」の充実に取り組んでいます。これは、カシオのグローバルなサプライチェーンを中心とした仕組であり、例えば本社が被災した場合に、予め定めた主要拠点の優先順位にしたがって対策本部を設置し、本部の指揮にしたがって、限られたリソースで世界各国へ製品・サービスの提供を継続することで、ダメージを最小限にとどめ、迅速な事業復旧を図ることで、お取引先やお客様の信頼に応えることを目指します。

### システムの災害対策

2011年3月に起きた東日本大震災による停電リスク等、今まで以上に災害への対策が重要となっています。カシオでは、企業内データセンターだけでなく、免震構造で自家発電を備えたより堅牢な外部データセンターを活用しています。

さらに、業務内容やサービスに応じて積極的に“パブリッククラウド”を活用することで、災害リスクの低減を図っており、一例としては、従業員にとって重要なコミュニケーションツールである“電子メールシステム”も2011年10月に外部サービスに移行しました。

また、災害時を想定した訓練等の対策についても、全社の事業継続計画と連携を取りながら推進しています。

## 情報セキュリティ

カシオは、お客様をはじめ、企業活動に関連するステークホルダーの方々よりお預かりする情報の保護を、重要な社会的責務として認識し、重要情報の保護に努めてきました。特に、個人情報保護法の全面施行を踏まえ、「個人情報保護体制」を構築するとともに、Webサイトにてプライバシーポリシーを公開し、個人情報を安全・適正に取り扱う体制づくりの一環として、カシオ計算機は2005年12月にプライバシーマーク※の認定を受けました。

認定後は、個人情報保護マネジメントシステムによる年間計画の策定、全従業員の教育および誓約、個人情報の定期棚卸、情報システムにおけるアクセス管理、委託先の監督、内部監査などのPDCAサイクルを適切に実行し、更新認定を継続しています。

一方全社の情報資産を預かる情報システム部門においては、その専門性における役割責任の評価のため、2007年11月に情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の認定を受けました。その後情報セキュリティ向上・さらなる有効性の改善、リスク低減活動のPDCAサイクルの実行を継続し、2013年2月の定期審査により情報セキュリティマネジメントシステムの適合性・有効性が改めて評価しなおされました。

※プライバシーマーク：個人情報の取り扱いについて、適切な保護措置を講じる体制を整備している事業者に対して一般財団法人日本情報経済社会推進協会が評価・認定し、プライバシーマークを付与し、その使用を許諾する制度。



## 公益通報ホットライン

カシオでは、コンプライアンスを担保する目的で、2006年4月に「公益通報ホットライン」を立ち上げて以来、社内外に設置した窓口機能を通じて、中立で公正な対応を図ってきました。

分け隔てなく、すべての相談、通報に対応すること、不適切な行為に対しては毅然とした対応を図ることを基本として、リスクが現実的な問題に拡大する前に予防を施すことに力を注いでいます。

通報件数は、2012年度は1件ありました。通報者との面談、通報内容に即した調査活動および是正処置を実施し、通報者のご理解を得、解決を図りました。関係者の適切な継続対応により、昨年度の7件から1件に通報件数が減少。この状況を維持・継続し、通報件数0を目指していきます。但し、顕在化していない事項の可能性については、継続して注視していきます。

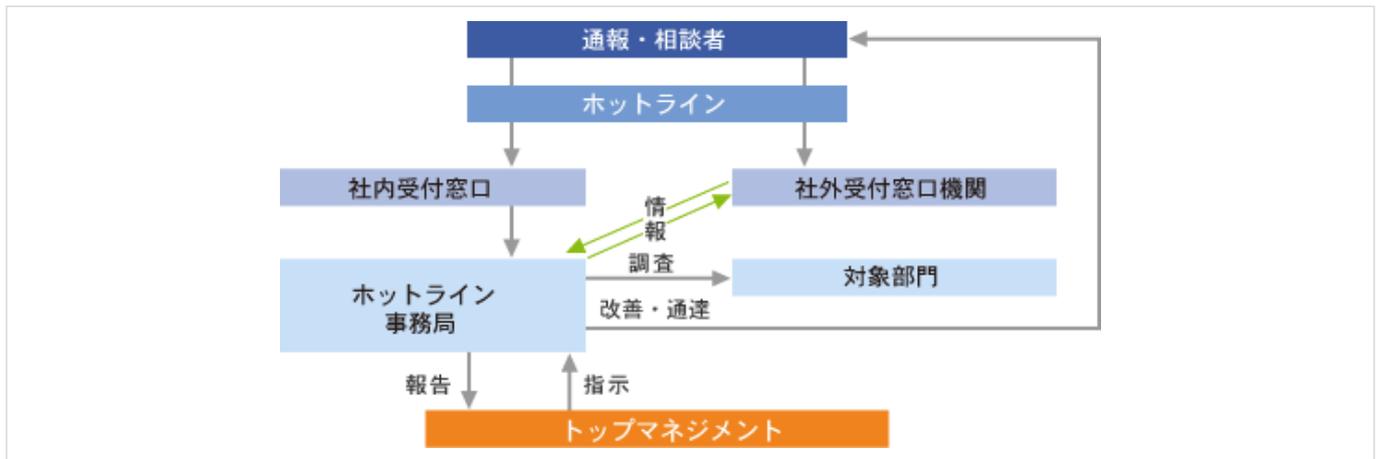
2013年度は本制度の浸透定着をより充実化すべく、社内に設置した公益通報者保護のホームページ上で、従業員への理解の促進に努めて参ります。

<通報内容内訳>

倫理上の課題

1件

### 公益通報ホットラインの設置



## 輸出管理

輸出管理（正式には安全保障輸出管理）とは、国際的な平和と安全の維持を目的とし、大量破壊兵器や通常兵器の開発などに転用される恐れのある貨物・技術の輸出を規制することで、懸念国や地域、テロ組織にそれらが渡ることを防ぐためのものです。

カシオ計算機は1987年、輸出管理を適切に実施するために「カシオ計算機安全保障輸出管理プログラム（コンプライアンスプログラム）」を自主管理規程として策定し、以来、法令の改正の都度、これを改定し今日に至っています。

コンプライアンスプログラムを確実に実施するための社内体制として、関係部門に輸出管理責任者を配置し、プログラムの確実な遂行に努めています。

2010年4月の「輸出者等遵守基準」の施行に伴い、国内グループ会社に対する教育活動を強化するなど、関係法令の改正などに呼応して、法令遵守の徹底を図るとともに毎年の自主監査により、体制の維持管理に努めています。

また、国内法のみならず米国の再輸出規制に対する管理体制も整え、2012年には英国、ドイツの海外グループ会社で輸出管理教育を実施するなどグローバルに輸出管理の拡充に取り組んでいます。

## 独占禁止法・景品表示法など遵守の取り組みについて

適正な取引および公正・透明・自由な競争を推進するためには、「独占禁止法」「景品表示法」などの関係法令の正しい理解が必須であることから、カシオ計算機の営業部門では、同法に対するコンプライアンス体制の強化を図っています。

カシオ計算機の国内営業部門では、適正かつ公正な競争・取引を推進するツールとして、「営業コンプライアンスカード」を国内営業に携わる全従業員に配布し、常時携帯を義務付けています。カードには「カシオ創造憲章」、「カシオグループ倫理行動規範（抜粋）」の他、倫理・コンプライアンステストや相談窓口・通報窓口などが明記されており、日常の活動において判断に迷った場合には、セルフチェックや所定の窓口への相談を行うことができるようになっています。

また、専任部署にて定期的に製品情報の提供媒体のチェックを行うなど、景品表示法をはじめとする関連法規や自主規制に基づき、虚偽・誇大表示、誤認を与える表示のない適切な製品情報の提供に努めています。

また、カシオ計算機の海外営業部門では、2008年度より、競争法の講習の受講を同部門の従業員全員に義務付け、実施しています。

### カシオ営業コンプライアンスカード

**カシオ創造憲章** CASIO

第1章 私たちは独創性を大切に、普遍性のある必要を創造します。  
第2章 私たちは社会に役立つ、人々に喜びと感動を提供します。  
第3章 私たちはプロフェッショナルとして、常に誠実で責任ある言動を貫きます。

カシオグループ倫理行動規範(項目)

3-1 倫理・法令の遵守	3-4 公正な競争と取引	3-6 企業情報の開示
3-2 人権の尊重	3-5 公衆の区別	3-9 社会貢献活動の維持
3-3 お客様への安全・安心の提供	3-8 情報の保護	3-10 社会貢献活動
	3-7 環境の保全	

カシオグループ倫理行動規範(抜粋) **3-4 公正な競争と取引**

**私たちは、適正な取引、及び公正・透明・自由な競争を行います。**  
**また、公務員、政治家または政治団体に不適正な利益や便宜を供与しません。**

(1) 独占禁止法を遵守し、競争・カルテル等の行為をいたしません。(2) 権利的不当な利用、及び濫用の一時的な強制や他営業をいたしません。(3) 異議唱題の提案、照会や報告、その他取引先の事業活動に対する不当な拘束や制限となる行為をいたしません。(4) 法令・定章における平準を表明や誇大を意図的の意図はいたしません。(5) 製品の輸出及び移転の権利については、関連法令及び社内ルールに即し、公正な競争の維持を行います。(6) 国内内外の公務員にのみならず他国に即し、各営業が地域の法令に違反する商品の輸出や移転をいたしません。